

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日

 **四條畷学園高等学校**

目次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画
- 5 取り組み状況の把握と検証

第2章 いじめ防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための措置

第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの早期発見のための措置

第4章 いじめに対する考え方

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応
- 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援
- 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 ネット上のいじめへの対応

学校いじめ防止基本方針

四條畷学園高等学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、建学の精神である「報恩感謝」の下、「教育の目的は人をつくることである」を教育理念として教育活動を行っている。また、「人権意識を高め、周囲の人を尊重し、良い人間関係を築こうとする態度を養う」を教育目標の一つとしており、そのため人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、「その生徒と同じ学校に在籍している等、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、「いじめ」についての認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止のための組織」を活用して行う。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

委員長	校長
副委員長	教頭
委員	人権教育部長
委員	各学年主任
委員	生徒指導部長
委員	相談係
委員	養護教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 校内組織との連携等

いじめ防止対策委員会が中心となって、本校の人権教育部・生徒指導部・各学年・四條畷学園臨床心理研究所（以後、ICPと言う）等と連携し、チーム・連携対応を充実させる。
また、必要に応じて、外部専門家を活用する。

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

四條畷学園高等学校 いじめ防止年間計画				
月	第1学年	第2学年	第3学年	学校全体
4	入学式校長式辞 (人権についての方針) 校外学習	 校外学習	キャリア教育 (LHRで就職差別) 校外学習	始業式校長講話 体罰等の相談窓 口設置の告知
5	学年主任講話	学年主任講話	学年主任講話	人権教育推進委 員会 全学人権推進委 員会
6	保護者会 (家庭での様子を把握) 人権教育映画鑑賞 (テーマ：身近な人権)	保護者会 (家庭での様子を把握) 人権教育映画鑑賞 (テーマ：平和教育)	保護者会 (家庭での様子を把握) 人権教育映画鑑賞 (テーマ：在日外国人 問題)	
7	体育クラブ員集会 (活動のあり方)	体育クラブ員集会 (活動のあり方)	体育クラブ員集会 (活動のあり方)	
8				全学人権教育研 修会
9	始業式校長講話 生徒指導部部長講話 学年主任講話 (総合学習) 文化祭	始業式校長講話 生徒指導部部長講話 学年主任講話 (総合学習) 文化祭	始業式校長講話 生徒指導部部長講 話 学年主任講話 (総合学習) 文化祭	
10	人権教育講演会 体育会	体育会	体育会	人権教育推進委 員会 全学人権推進委 員会
11	社会人講話①	職業体験 修学旅行学習	人権教育講演会	
12	1日職業体験 社会人講話② 体育クラブ員集会	 体育クラブ員集会	 体育クラブ員集会	

四條畷学園高等学校 いじめ防止年間計画				
月	第1学年	第2学年	第3学年	学校全体
1	始業式校長講話 学年主任講話	始業式校長講話 学年主任講話	始業式校長講話 学年主任講話	
2			卒業式校長式辞	人権教育推進委員会 全学人権推進委員会
3	新入生保護者説明会 新入生ガイダンス			

5 取組状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、各学期の終わりに、年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習、課外活動の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する。そして、その取組みの中で、生徒間の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

- ・すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとの認識を持つ。
- ・全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行う。
- ・すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学級・部活動などの集団作りを進めていく。
- ・互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりができる条件・環境づくりをする。
- ・すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・生徒にストレスをもたらす要因は、友人関係にまつわる嫌なできごと、人に負けたくないという過度の競争意識、勉強にまつわるストレスであり、これらに適切に対処できる力を育む。
- ・わかりやすい授業を推進し、授業中の不安や不満の改善に努める。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で理解を深め、対応力を養う。
生徒に対しては、全校集会やホームルーム活動などで、日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。
- (2) いじめをしない・させない・許さない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、日々の授業で自発的に発言したり、聴いたりできる姿勢を育てる。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、
 - ・分かりやすい授業づくりを進めるために、全ての生徒が参加し活躍できる授業を目標とし、教員からの助言指導を受ける。
 - ・生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、授業の工夫、生徒の自主性を尊び立案計画を作成する。
 - ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、相手を尊重する態度・社会性を育成する。また良好な友人関係が構築できる環境づくりをする。
 - ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方には十分に注意を払う。また、研修会や職員会議を通じて教員としての資質の向上を図る。
- (4) 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行い、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験を積ませることによって、自己有用感を育てる。また、教職員が生徒への温かい声かけを行い「認められた」という自己肯定感を育てる。
- (5) 人権HR・人権教育映画鑑賞、人権教育講演会等、人権教育の年間計画に基づいて、生徒が自らいじめについて学び、取り組む姿勢を育てる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

教職員は、生徒の些細な変化に注意を払い、その情報については日々の情報交換を丁寧に行うとともに学年会議等に報告し共有するものとする。また、事象によりいじめ防止対策委員会に報告する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 生徒には日常の担任等による声かけで、生徒が担任等に抵抗なく相談できる環境をつくる。
- (2) 日常の家庭との連絡が何よりも重要と考え、日頃から生徒の気になるところ等、学校の様子について連絡を行い、保護者との信頼関係を築き、保護者と連携して生徒を見守る。また、保護者会やPTA 総会、PTA 役員会での情報交換を大切な機会とする。
- (3) 生徒の実態把握の方法として「生徒理解調査」の実施、日常の観察として「学年だより」、「保健室だより」や「ICPのしおり」により相談の窓口をつくる。
- (4) いじめに関して抵抗なく相談できる体制として、生徒指導部生徒相談係、保健室、ICPなどの体制を整える。
- (5) 相談体制が適切に機能しているかなど、毎週開催している運営委員会において点検する。
- (6) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いは、「四條畷学園個人情報保護規定」等に基づいて行う。基本的には生徒のプライバシーを尊重し、保護者と共有する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築する営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階から的確に関わり、被害生徒等の安全を確保する。緊急を要する場合は、個別の部屋を用意するなどを一時的な危険を回避する場所として提供する。そして、教員間で情報を共有し、生徒への観察を怠らない。また、関係生徒から事実関係を聴取し、指導・支援の体制を整える。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が中心となって、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 校長は、事実確認の結果を学校の設置者（理事長）に報告するとともに、被害・加害の保護者に連絡する。保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (4) 学校の指導により、十分な効果を上げること、また問題の解決が困難な場合、外部機関に相談し、適切に援助を求めることとする。

- 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援
 - (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止制度の活用などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するための場所、教員の支援体制をつくる。
 - (2) 状況に応じて、心理や福祉の専門家（ICP）の指導と協力を得る。

- 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - (1) いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめた生徒に対し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置として、組織的に継続的に指導を行う。
 - (2) いじめた生徒の保護者と連携し、理解と協力を求めるとともに、継続的な助言を行うため、密なる連絡を取り面談の機会を持つ。
 - (3) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全な人格の発達に配慮する。また、教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ再発防止の措置を講じる。

- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
 - (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるため、正確な事実関係を確認し、被害生徒の立場になって考えさせ、心の痛み共感する心を育て行動の変容につなげる。
 - (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題と考え、全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、人権教育推進委員会と連携し、人権教育の推進を図る。

- 6 ネット上のいじめへの対応
 - (1) 情報モラル教育を進めるため、教科指導（情報）や生徒指導部を中心として啓発指導を行う。
 - (2) ネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として外部専門機関へ依頼し、状況把握に努めると共に、講演等による指導を実施する

以上